

2010年3月25日

mail ニュース

No.11・通巻256

# 自治労連 都庁職

自治労連都庁職員  
労働組合  
発行人 米山隆史  
TEL 03-5381-0250

## 坂本通子さんの超過勤務手当支払いを求める裁判の勝利判決についてのコメント

2010年3月25日

自治労連都庁職  
書記長 米山隆史

超過勤務手当の不払い問題で東京都を訴えていた教育庁支部の坂本通子さんの裁判について、判決が東京地方裁判所から3月25日に出されました。結果は原告坂本さんの主張をほぼ全面的に認めるといふ勝利判決でした。

この裁判の争点について当初、裁判官は、「争点は、原告の超勤について緊急性・必要性が認められるかどうかだ」と述べましたが、坂本さんの弁護団は、「給与条例施行規則によれば事前に超勤命令簿に書くのだが、これが実施されていない。後から書かせて支払うというシステムが存在しており、条例どおりに実施されていない。従って、労働した分についてはきちんと支払うという労働基準法に反しているという点が、この裁判の争点だ」と反論しました。

その後の公判で、被告東京都は、坂本さんが行った業務すべてについて必要性・緊急性の有無について一件ずつ説明しましたが、超過勤務手当を払うかどうかの判断については「業務遂行状況等を踏まえて」と述べるのみで、実際の業務のそれぞれの差異に関する説明については不能に陥ってしまいました。

さらに終盤の公判における証人尋問では、当時の上司が、超過勤務手当の支払いに関して業務実態に見合った予算がないため、予算枠に合わせて、実際に行なった時間数の5、6割に圧縮して、後から超過勤務命令簿を作成していたことを証言するに到り、当局の主張はことごとく覆されました。

判決文では原告の主張をほぼ認めるとともに、当該職場で支払う手当を予算内に収めるための作為的な手続きなどについてもリアルに記述し、東京都の誤った行為を断罪しました。

今回の勝利判決はきわめて当然のことではありますが、万が一にも不当判決が出た場合には、超過勤務手当の支払いを労働の実績に基づかず、当局の裁量によって決定することが容認されるという、労働基準法の趣旨と異なる判例が将来にまで残ってしまう危険性を秘めた大変重要な裁判でした。

被告東京都に対しては、控訴を行わないことと都庁の多くの職場で発生している超過勤務手当の不払いを是正することを求めます。

また労働組合としては、この画期的な判決が、都庁に潜在化している不払い超過勤務の一掃に大きな影響を与えるものとなることに確信を持つとともに、都庁のみならず、東京都内の自治体で蔓延している恒常的な超過勤務についても、これを縮減するための取り組みについて、旺盛にそして粘り強く進めていく決意をあらためて表明いたします。